

保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

届出が**必要**な工事の例

① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができますようになりました。



② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が**不要**な工事の例

① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び^{ひさし}庇の補修

② 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業